

令和6年教育委員会第10回定例会会議録

開会日時 令和6年10月25日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 10時26分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子
同職務代理者 井口 信二
委 員 上原 有美江
委 員 壺内 明
委 員 谷部 憲子
委 員 田中 健

議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・教育総務課長	山崎 淳
・学校環境整備担当課長 兼 学校施設担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・教育指導課長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・総合教育センター教育支援課長	二ノ宮 正信	・総合教育センター管理担当課長	土居 真喜
・統括指導主事	青木 大輔	・統括指導主事	田辺 留美子
・地域教育課長 兼 放課後支援課長	高橋 裕之	・生涯学習課長	柏原 正彦
・生涯スポーツ課長	宮木 亮	・中央図書館長	新井 秀成
・副参事（法規担当）	小山 利之		

書 記 ・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 井口 信二 委員 上原 有美江
以上の委員3名を指定する。

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第10回定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、井口委員と上原委員をお願いいたします。

議事に先立ちまして、10月9日付で教育長職務代理者として井口委員をご指名させていただきましたのでご報告をさせていただきます。

それでは、議事に入ります。本日は議案等が1件、報告事項等が2件でございます。

それでは、議案第60号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」を上程いたします。

生涯学習課長。

○**生涯学習課長** それでは、議案第60号「葛飾区文化財保護審議会への諮問について」をご説明させていただきます。

まず、「提案理由」でございます。葛飾区文化財保護条例第25条の規定に基づき、葛飾区文化財保護審議会に諮問する必要があるもので、本案を提出するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、諮問文案をご覧ください。電子データでは3ページです。1「諮問事項」でございます。本案件は（1）「区指定文化財の指定について」（2）「区登録文化財の登録について」（3）「区登録文化財の解除について」の3件でございますので、続けてご説明をさせていただきます。

まず、（1）「区指定文化財の指定について」をご説明いたします。ア「対象文化財」は、題経寺柴又帝釈天の開山堂、祖師堂、二天門、帝釈堂、大鐘楼の5点でございます。

恐れ入りますが、ホチキス留めの別紙1をご覧ください。電子データでは4ページです。指定文化財候補に記載がございます五つが今回の対象物件でございます。それぞれの説明の前に、クリップ留めの別添資料3ページに位置図がございますので、そちらをご覧ください。電子データでは28ページになります。こちらに示してあります赤枠で囲まれた丸数字が、先ほどご覧いただきました文化財候補一覧の番号と一致しております。図の上側が参道で、お店が軒を連ね、さらに上に行きますと、柴又駅という配置でございます。逆に、図の下の方角が江戸川となるものでございます。

別紙1にお戻りいただき、2ページの調査報告書をご覧ください。名称が題経寺柴又帝釈天の開山堂、釈迦堂で、所在地及び所有者は、葛飾区柴又七丁目10番3号、経栄山題経寺代表、望月洋靖でございます。以降、題経寺柴又帝釈天と所在地、所有者は全て共通となりますので、省略をさせていただきます。先ほどご説明いたしました別添の位置図では、①の建物となります。

続いて、4ページをご覧ください。中程の「由緒 沿革」に記載のとおり、改造などの変遷をたどりながら現在に至っているものでございます。

続いて、一番下の「指定理由」でございます。本建物は、文化11年（1814年）に建設されたと考えられ、境内で2番目に古い建物となります。また、下から3行目にありますとおり、境内の中で、最も動的な改造・転用を経て、その痕跡を各所に残しつつも、全体は当初の意匠をベースに当初の御堂として無理なくまとめられており、由緒・履歴の面でも意匠の面でも高い建築的価値を持つと考えられております。

続いて、5ページの別紙1-2をご覧ください。名称が祖師堂（本堂）でございます、位置図では②の建物となります。

続いて、7ページをご覧ください。中程の「由緒 沿革」に記載のとおり、改造などの変遷をたどりながら現在に至っているものでございます。

続いて、一番下の「指定理由」でございます。拝殿は天明6年（1786年）に建設の境内で最も古い建物となります。また、下から2行目にありますとおり、建造物としての物理的な価値だけでなく、各歴史段階で固有の意味を与えられ、それが変転しながら今に至っている点で中興以来の当山の歴史を刻み込んだ建造物としての価値が高いと考えられております。

続きまして、8ページ、別紙1-3をご覧ください。名称が二天門でございます、位置図では③の建物で、参道正面に位置する門でございます。続いて、10ページをご覧ください。中程の「由緒 沿革」に記載のとおり、明治30年（1897年）に、竣工したものでございます。

続いて、一番下の「指定理由」でございます。この二天門は日光東照宮以来の北関東の寺社建築の系譜を、正当に受け継いだ建造物と考えられ、帝釈堂の正面に位置する楼門として高い格を与えられたものであることがうかがえます。また、下から3行目にありますとおり、人車鉄道が開通する直前に竣工したもので、近代における題経寺のその後の発展の出発点に位置する象徴的な意味を持つ建造物であると考えられております。

続いて、11ページの別紙1-4をご覧ください。名称が、帝釈堂でございます、位置図では④の建物で、二天門をくぐりますと、正面に見えてまいります。

続いて、13ページをご覧ください。中程の「由緒 沿革」に記載のとおり、内殿は、明治33年（1900年）に起工し、大正4年（1915年）に竣工したもので、それまであった祖師堂を移築し、建立されたものでございます。その後、幾つかの手が加えられ、現在の様相となったのは、昭和4年（1929年）と考えられております。

続いて、一番下の「指定理由」でございます。本建物は、熊谷市にございます国宝、歓喜院聖天堂を手がけてきた林家一門の手に成るもので、関東における複合社殿あるいは帝釈天を祀る堂の造営を系譜と締めくくる最後の大作として、価値を持つとされてございます。また、下から3行目にありますとおり、この建物の建設に際し、前身建物が段階的に隣接地に移築され、境内空間が少しずつ改変され成長していく様相は、寺院の境内空間の再編のあり方として

類を見ないものであり、この意味でも特筆すべき固有性を持っているものと考えられております。

続いて、14 ページの別紙 1－5 をご覧ください。名称が、大鐘楼でございまして、位置図では⑤の建物となります。

続いて、16 ページをご覧ください。中程の「由緒 沿革」の記載のとおり、昭和 30 年（1955 年）に終戦 10 年の節目に、平和を祈念して建てられたものでございます。

続いて、一番下の「指定理由」でございまして。形式、細部意匠ともに、二天門から帝釈堂へと続く明治以降の新築堂宇と連続した造形を有しており、題経寺境内における本格的な伝統意匠による造営が戦後に至っても継続されていたことを示す建造物であると考えられてございます。

続きまして、（2）「区登録文化財の登録について」のご説明をさせていただきます。ホチキス留めの別紙 2 をご覧ください。電子データでは、20 ページになります。登録文化財候補の記載の鳳翔会館が登録対象で、先ほどご説明しました別添の位置図では、青枠で囲まれております⑥となるものでございます。

1 枚おめくりいただき、2 ページの「調査報告書」をご覧ください。名称が鳳翔会館でございます。続いて、4 ページの中程よりやや下にございます「由緒 沿革」をご覧ください。本建物は、増えつつある参拝者に対する施設の充実と拡大、事務の完備を目的に信徒会館及び寺務所として、昭和 48 年（1973 年）に竣工したものでございます。

続いて、一番下の「指定理由」でございまして。本建物は、同規模・同構造形式のユニットが 3 棟並ぶ平面形状と、鉄骨造の HP シェル屋根は、本建築の外観・内観を特徴づけているものでございます。また、軒の出が小さく、透明感のある各ユニットは、境内の建築群の景観を阻害しないことに加え、建物外観に特有の浮遊感をもたらしております。さらに、下から 2 行目にありますとおり、屋根の HP シェルに追加された鉄骨間柱も、当時の限られた技術や経験を駆使し、設計と施工の双方の視点から最善を尽くそうとしたものとして評価できると考えられているものでございます。

続きまして、（3）「区登録文化財の解除について」のご説明をいたします。別紙 3 をご覧ください。電子データでは、24 ページになります。文化財登録台帳に記載されておりますとおり、名称が、諸堂内及び二天門建築装飾彫刻一括でございまして、登録有形文化財としての登録を解除するものでございます。

恐れ入りますが、資料の 2 枚目、諮問文案にお戻りください。電子データでは、3 ページでございます。（3）イ「理由」に記載のとおり、帝釈堂、祖師堂、二天門の建築装飾彫刻は、1（1）により新たに区指定有形文化財建造物を構成する要素として含まれるものとなるため、解除をさせていただくという考えでございます。

続きまして、2「答申期日」でございます。記載のとおり、翌年の3月14日までに答申を受ける予定でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問等、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第60号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第60号について原案のとおり可決といたします。

以上で、議案等1件を終わりといたします。

続きまして、報告事項等に入ります。

報告事項の1「令和6年度朝食レシピコンテストの実施結果について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

○地域教育課長 それでは、私から「令和6年度朝食レシピコンテストの実施結果について」のご説明をいたします。

本事業は平成23年度から実施しているもので、朝食の大切さをPRすることを目的としてございます。

それでは、お手元の資料をご覧ください。1「対象」でございますが、区内在住・在学の小学生としてございます。2「募集部門」ですが、こちらは昨年度から変更させていただいております。令和4年度までは、1年生から6年生まで、同じ条件・テーマであったため、入選するほとんどが高学年となってございました。そのため、庁内で学校教諭、栄養士、保健師などのプロジェクトメンバーから意見があり、協議した結果、令和5年度からはそれぞれのテーマを設定し、低学年・中学年・高学年の三つの部門に分けて審査する方式に変更したものでございます。

なお、特例としまして、特別支援学校に通学している児童につきましては、全ての部門に応募することができるとしてございます。

3「応募数」ですが、44校から1,549作品の応募がありました。昨年度と比較しますと、校数は増えましたが、作品数は減となっております。

4「予備審査」を経た63作品が、5に記載の「本審査」を行い、優秀作品と入選作品を選定したものでございます。

裏面をご覧ください。「審査結果」につきましては、6に記載のとおりで、優秀作品12作品、入選作品30作品を選定しているものでございます。

4ページをご覧ください。「表彰式」につきましては、7に記載のとおりで、来年2月5日に青戸地区センターで行う予定でございます。

また、優秀作品につきましては、次年度の「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」や区ホームページ、広報かつしか、かつしかのきょういくなどで周知をしてみたいと考えてございます。

こちらの説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

上原委員。

○**上原委員** 応募者の中の男女比についてですが、どのようになっているのでしょうか。

○**教育長** 地域教育課長。

○**地域教育課長** 応募につきましては、男女の分けというのは現在区別をしてございませんので、こちらで把握はしておりません。

○**教育長** 上原委員。

○**上原委員** 名前も混合名簿で見ましたからそれはそれでいいのですけれども、ただ、以前よりも男の子でも食事の手伝いを含めた家事をすることがだんだん根づいてきたのかなという気がします。

大人になったときにも、お父さんがよく家庭のことを手伝っている家の子どもは、子どももやるのです。そのようになっていない家でも、学校でこのようにみんなでやっていくことはいいことだと思いますので、こういうコンテストはぜひとも続けていただきたいと思っております。

以上です。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員。

○**壺内委員** 子どもたちが毎日食べている朝食について、去年から低中高学年に分けてテーマを決めていることについて、とても素晴らしいなと思います。

子どもたちが食べるものを大切にすること、好き嫌いを防止すること、あるいは調理方法まで、今、上原委員さんから話がありましたように、男女区別なく積極的にやると、大変意義のあるものとなるのかなと思います。

できるだけ全校が参加してほしいですが、小学校の学校数は50校ですか。

○**教育長** 49校で、保田しおさい学校を入れると50校となります。

○**壺内委員** 全校が参加するように働きかけていただければと思います。

以上です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

全校への働きかけのあたりは、いかがですか。

地域教育課長。

○地域教育課長 校長会で各学校への依頼をしているところですが、その中で、できるだけ全校が参加していただくような形での周知を図ってまいります。また、保田しおさい学校につきましても、別途ご案内を差し上げておまして、何年かに1回は応募があるような状況です。引き続きPRにつきましても、続けさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の1は終了といたします。

次に、報告事項等の2「かつしかスポーツフェスティバル2024の実施結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、「かつしかスポーツフェスティバル2024の実施結果について」のご報告を申し上げます。

まず、1「実施日」でございますが、本年も例年と同様、スポーツの日である10月14日月曜日に開催をさせていただいたものでございます。2「会場」は、奥戸総合スポーツセンターをはじめ、区内の民間施設を含む、各スポーツ施設で実施をさせていただきました。3「天候」は晴れ。4「参加人数」につきましては、延べ3万6,288人でした。前年度は雨の影響で1万3,000人ほど、コロナ禍による一定程度の制限があった令和4年度は2万1,000人ということでしたが、今年度は3万6,000人を超える参加があったものでございます。

詳細はかいつまんでご説明いたしますので、別紙をご覧ください。奥戸総合スポーツセンターの陸上競技場では、例年、各地区の方にお集まりいただく区民大運動会が開催されておりますが、そちらで2,904人のご参加がありました。その他、奥戸総合スポーツセンターの体育館及び周辺では、2万4,341人ということで、合わせますと2万7,245人のご参加があったものでございます。

また、温水プール館とその周辺では、2,922人。水元総合スポーツセンターの体育館及び周辺では、1,651人。その他の施設で、410人。協賛の民間スポーツ施策などで7人。無料の開放各施設で、4,053人という内訳でございまして、合計しますと3万6,288人の参加があったものでございます。

お手数ですが、1枚目にお戻りください。5「地区別対抗競技結果」でございますが、総合優勝は新宿地区、準優勝が西水元地区、第3位がお花茶屋地区という結果でございました。

次のページをご覧ください。6「救護・迷子件数」でございますが、救護につきましては4件。地区別の親子リレーでの転倒による肉離れ、擦り傷が各1件。また綱引きで指の擦り傷が

1件。記録走で、お子さんがゴールテープを通過する際に、左の頭部辺りをゴールテープで擦ってしまったということでの擦り傷が1件でございました。いずれも救急搬送等による対応ではなく、救護本部での対応で処置が完了したとの報告を受けているものでございます。

次に、7「軽食等の販売出店」でございますが、障害者福祉施設をはじめ、東京聖栄大学や各食品組合、また区内に三つある相撲部屋、協賛企業、民間公募合わせて全23店舗が出店したものでございます。

最後に、8「その他」でございますが、今回は、新型コロナウイルス感染症や天候の影響がなかったため、平成30年度以来、6年ぶりに入場制限やイベントの縮小をすることなく開催ができたものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございましたらお願いしたいと存じます。

田中委員。

○田中委員 スポーツフェスティバルについては私も拝見させていただきました。去年は天気悪く体育館の中の縮小体制だったので、今年は久しぶりに晴天の中で開催でき、非常によかったなと思いました。

また、運営も色々工夫されたのだなというところが見えまして、例えば、地区対抗競技を午前中に固めて、午後は自由参加の競技にされたということで、その地区から来られたお子さんたちも、どこに行けばいいかというところがはっきりして参加しやすかったように感じております。

あと私の周辺から聞いただけなので、客観性はない意見を参考までに申し上げておくと、そういった非常にいい大会であったなという一方で、子どもたちにとっては待ち時間が長かったという意見が幾つか聞かれました。招集係の人が効率的な運営のために参集を早めたのだと思うのですが、その結果、待機時間が長くなって子どもたちがだれてしまったのですとか、パン食い競争とかは何百人もの子どもたちが列に並んだのですけれども、恐らく後ろの子は、1時間ぐらい並んでいたりしてしまったので、炎天下でつらかったかなというのは見受けております。

もちろん百点満点の大会は難しいと思うのですが、色々改善しながら、よりよい大会にさせていただけるとありがたいなと思います。

よろしくお願いたします。

○教育長 生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 ありがとうございます。委員がおっしゃるとおり、待ち時間が長くなってしまったということは、先日実行委員会の反省会がございました中でも、ご意見として承

ております。また、招集係からも、それに対する対応策や、次年度に向けてどうしていこうかということでの課題の提起も頂いております。

一つは、この運動会プログラムのタイムスケジュールが、時間どおりに行かなかったことなども影響していると考えております。その点については、次年度に向けて精査をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 たくさんの小学生や中学生が楽しく参加していて、よかったなと思いました。私も知っている地区に色々話を聞いて回りましたが、以前は、特に小学生の参加は、学校に種目で何名という形で、直接出場の依頼が来ていたのですけれども、今はもうそれぞれの地区で直接、子どもの参加の呼びかけや受付をやっている地区がどんどん増えてきたとのことでした。学校も3連休ですし、働き方改革で対応も難しくなっていますので、とてもいいことかなと思います。もちろん管理職は子どもが参加していれば応援に来ていましたけれども、どうしても行かなければならない状況がなくなったというのは、学校にとってはとてもいいことかなと思いました。

感想です。

○教育長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますが、その他何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、令和6年教育委員会第10回定例会を閉会といたします。ありがとうございます。

閉会時刻 10時26分